

甲第 43 号証 a 3

2 福保健感第 4 7 8 号
令和 2 年 5 月 2 0 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

東 京 都 知 事
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制の現状に関する
御認識について (回答)

令和 2 年 5 月 14 日付厚生労働省発健 0514 第 8 号「新型コロナウイルス感染症発生下における
医療提供体制及び検査体制の現状に関する御認識について (照会)」において、別添のとおり回答
いたします。

【担当】

東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課感染症医療整備担当
電話 03 (5320) 4347

令和2年5月19日

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び 検査体制の現状

1 医療提供体制

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制についての基本的な考え方として、都内の医療資源を最大限に活用すべく重症度に応じた体制を整備することとし、通常診療や救急医療体制を維持しながら、流行状況に応じて、段階的に体制を拡大している。

感染症指定医療機関や公的医療機関を中心に病床確保を推進しており、特に都立・公社病院は都内の感染症対策の中核を担う医療機関として位置づけている。なお、重症・重篤な患者への医療提供を確保するため、必ずしも入院治療が必要でない無症状・軽症者については宿泊療養を原則としている。

都では、都立・公社病院を中心に、民間医療機関の協力も得て、感染拡大に応じた病床を今年4月に約3,300床（うち重症・重篤者用400床）確保し、5月18日現在の入院患者数は935人（うち重症者52人）となっている。

病床確保に向けた都の主な支援策として、陰圧設備の整備支援、空床確保料の補助、集中治療室等で従事する医師・看護師の確保支援、人工呼吸器・体外式膜型人工肺装置の整備支援などを実施している。

また、院内感染防止のため、患者を受け入れている医療機関に対し、都が備蓄している個人防護具を定期的に配布している。

さらに、重篤・重症患者に対し適切な医療を提供できるよう、軽症者・無症状者用に宿泊療養施設を5か所、2,865室確保しており、5月18日現在の宿泊療養者数は54人となっている。

患者数は現時点では減少しているが、今後モニタリング指標を設定し、注意深く感染動向を把握するとともに、必要に応じてアラート発信による都民への注意喚起を行うなど、迅速かつ的確な感染症対策の充実に努めていく。

今後の対応策

- ・感染の再拡大期も見据えた病床確保
- ・新型コロナウイルス感染症患者及び疑い例を重点的に受け入れる医療機関の整備
- ・医療機関における感染症対策人材の育成・確保
- ・病院や施設での感染防止対策の強化
- ・医療物資の安定的な確保

2 検査体制

PCR 検査の実施体制については、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方の検査を確実にできるよう、新型コロナ外来を設置している医療機関等に対し、受入れ体制の拡充を支援している。

3月6日から、検査が保険適用となったことを受け、都内の民間検査機関に対する PCR 検査機器の導入を支援するとともに、4月からは、PCR センターの設置を支援するなど、検査体制の拡充を図っている。

採取した検体の検査については、都健康安全研究センター及び民間検査機関で実施されている。5月18日現在、都内での検査実施可能件数は最大一日約3,100件となっており、5月11日から16日までの1日あたりの平均実施件数は1,309件、これまでに実施した東京都での PCR 検査件数は5万6千件余りとなっている。

現在、国立感染症研究所において、唾液を用いた PCR 検査の精度確認が行われているが、この検査手法は、医療従事者の感染リスクの低減や検査の効率化に大きく寄与することから、国として早急にその導入を図られたい。

今後、都としても検査を受ける必要がある方が、必ず迅速に検査を受けられるよう、検査処理能力の拡大や検査方法の工夫により、検査体制の充実に努めていく。

今後の対応策

- ・迅速に検査を受けられる体制の充実
- ・新たな検査機器、試薬、抗原検査等の活用
- ・設備整備等の促進による検査能力増強

3 その他

海外において患者発生が継続している状況下においては、国内侵入を阻止するための水際対策が、新たな患者発生・感染拡大を防止する上できわめて重要であり、検疫所の体制強化や帰国者等の一時滞在施設の確保、ICTを活用した行動歴の的確な把握・情報共有など、検疫体制の強化について関係省庁が連携した対応をお願いする。

また、都においては多くの患者が発生し、相談、検査、入院、宿泊施設の準備運営など、様々な施策に要するコストが膨大なものとなっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、都の置かれている状況や実態を十分に反映できるよう、新たな補正予算や予備費を充当するなど、国の責任において新型コロナウイルス対策に必要な追加の財源を確保すること。その際には、自治体の財力による補正を行わないことをお願いする。